



博古涉筆



二



博古法華卷之七

宮室

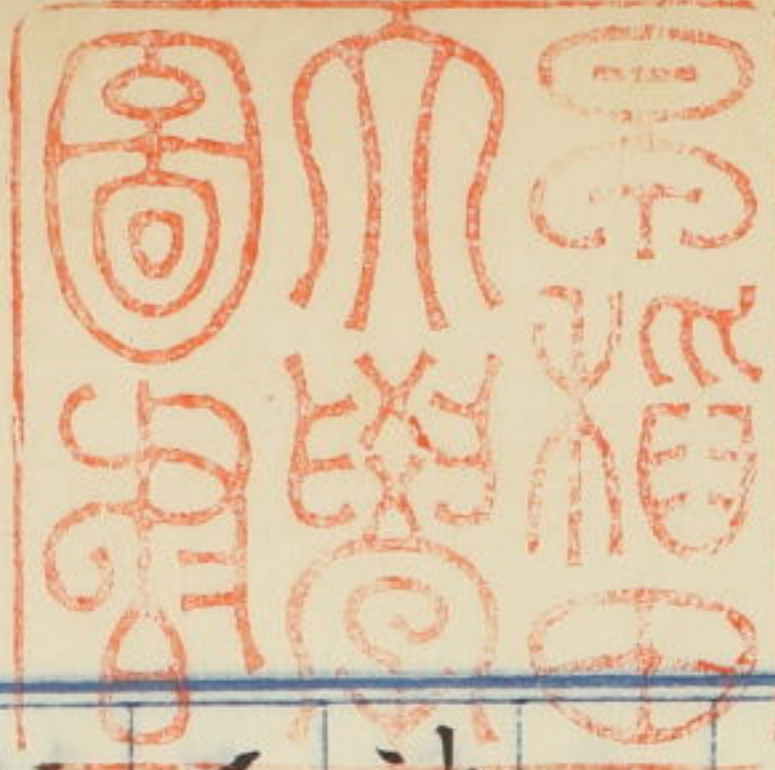
みやむろ

神代卷ニ伊特諾尊伊特丹尊磯敷廬嶋に降居一
て八尋の殿を化作又天の柱を化豎とて是當
に宮室を當作とるの如と云面き又兼良公纂
疏ニ云大戸道大苦造ハ等五代親生の神なり大
ハ尊稱なり戸ハ家也二十五家を戸と云道ハ路
也いふ心ハ泥乾き沙平ニて家なり道なり也
造ハ語の助字なり苦ハ茅を編たう也草ふて屋
を覆ふ事を云いふ意を屋宅なりて苦を以て蓋

門 曾 3

號 387

卷 10



覆て風雨をふせしもの上古の時民皆巢穴居て未だ宮室ありし此神号は豫め後世の事を云或説云此時始て宮室あり

叔父損軒翁曰唐土天地開闢の後人生きて野にまゝて未だ穴居せず風寒暑雨よくあつて其後合雖託の時より始て穴を作りてすもうといひまゝ宮室なし野に處るにまじりといひ一とも甚せむくして且鬱蒸濕熱の苦なり病をなす者多し黃帝の時に至りて工倕始て宮室を作りて人に教へ穴居の苦をすぬ故に周易に上古穴居

而野に處る後世聖人易之以宮室上棟下宇以待風雨といひ易は後世の聖人といひは黃帝の時とす也

日本も神代ハミ穴居て野に處る日本も神代ハミ穴居て野に處る天照大神の御時は既に宮室の構へ有しと見え侍者と豊はた尊貴の人の事なり神武天皇の詔も巢を棲み穴に住む習俗惟常となせりと云れの人皇の始に至りても賤民は猶穴居せしなり損軒曾て多くの國々を経歴せしに都邑遠き所の山の片々村ありに石と三方に疊ぐ穴とし上り大石をなべて覆

ひ皆南方に口を開けり其穴の中より今
宮室のへてあり如くニ云霞と一口中奥有て
君臣父子の居處なりといふなりかや
の所甚多し河内國生駒の嶽の下阪郡川の千
塚又大和國山邊の郡の千塚なり皆是也一
七國君の命によりて筑前の國の千村万落残り
は経歴して侍りし國中此石室幾千百と云
數をきりて村によりて十區二十區もなきなり
或村民堤を築き水門を開き又は宅居の用に其
石を取用てこぼちたり所多しといふも尚残
るなり如斯其口皆南に向ひたり。暢ふ向ひ寒

風を避るの備なり是皆古の人の穴居也時
の住家の址なり廣邑に近き所は必し石
をこぼち取ら故なりしこぼちるは甚人力を
用ゐる事なれば石を取らば用ゐる穴居の住家
其儘残るなり民俗は古昔火雨なりたる
時設といへど誤なり又或人の曰是古死人を
葬りし塚なりしと云へり是又非也何處の
石室も骸骨なりし何そ古質樸の時うく大に廣
くして又甚いところなりまといふなり
人を葬らしや是人の住居なりあらば人ハ其用意
の爲なりあはれ是上古の穴居也時の人

住家なり事決て疑ひ無し我國多きを是れは
唐土より此穴居の石窟猶残る所多うし
といつども其由を託せる文はいま見及び信
らば我國北の中より多き石窟の往昔の穴居の
址なりといふ事を託せる文のなきハ山野を
廣く行めぐりて見やれハ人なりしや
あれども上古穴居の住家なりし心つきなきふ
やいぶうし

帝宅 だう

舊事記ニ神武天皇有司ニ詔して始て帝宅を經
たり是内裡を作ふ始なり

仁明帝の時始て大内裡を作り給ふ是帝宅を廣
くせらる始也

今京師の大宮通西ニ八町南北は二條より一
條まで十町大内裡の跡なり

百鍊抄ニ云鳥羽天皇始て土御所の亭を造り給ふ
今の禁中これに近し

行宮 ぎやうきやう

神武天皇の乙卯の年三月從て吉備國ニ入行宮
と云ふ是に居りて是を高嶋の宮と云日本紀
是行宮の始也

樓臺 たうだい

彦火々出見尊忽々海神の宮に至る其宮城舎崇
華樓臺玲瓏と舊事記に見えたる是樓臺の始
なり

門垣うらど
舊事記云素盞烏尊脚摩乳手摩乳とて垣
を作りぬく其垣は八の門を作り立むと
あり是其始なり

屯倉とやけ
推古天皇十五年每國に屯倉を置き日本紀是屯
倉と諸州に置給ひ始也
屯倉とい天子の御米を收置倉なり釋日本紀

今國により三宅と云村には其舊址なり
是其國々に米倉を置く貧民の餓死を救ひ
給ふ為なりべりもせいと有りと設け
こ是是より後文武帝義倉を立ちて淡路帝の
常平倉を置き皆仁政の助なり

文庫ぶんこ

日本より文庫と置き其始を知べ金澤越
後守平貞顯

北條越後守実時孫越後守顯時の子なりと
もに金澤に在る故家号と金澤と云
稱名寺の内に文庫と立て和漢の群書をあつむ

金澤の文庫と云ふ印を押たり儒書は黒印を
用ひ佛書は朱印を用ひ其旧址今に傳ふ
元弘兵乱の後其書謄に存するもの二百数十
部あり

是金澤文庫の始なり

訃録所

後三條院始て訃録所を置く國々の表を正し給
へり正統記

施藥院

聖武天皇の御時始て施藥院を置く民の病を
このを惠する

産舎

彦火々出見尊豐玉姫の爲に産舎を海濱に作り
て鷗鷄の羽を以てふくを給ふ事舊事記に見
へり是産舎の始なり

天守

城中の高樓を天守と云三重或ハ五重なり是ハ
天正四年織田信長公江州安土に城を築き天守
を立給ひしなり

多門

今世宅外の長屋を多門と云松永彈正久秀ひさひで永録
天正ひさひで和州志貴の毘沙門堂の上は多門城を築き

長屋を立しを後世是を法として多門と号
宮

易繫辭ニ云上古は穴を居て野に居る後世の
聖人は是にあらうに宮室を以て一棟を上に一字
を下し以て雨を待つと云う是黃帝の事
を云黃帝内傳ニ曰帝穴ををり因て宮室を建
穆天子傳ニ云崑崙に登りて黃帝の宮室を見る
白虎通ニ云黃帝宮室を作して以て寒暑を避る爰
と以て見れば宮室は黃帝より始る世本ニ堯帝
禹として宮室を作らんと云ふと云うは黃帝の
時の制法を廣め給ひと云ふ事物紀原下同

殿

史記ニ秦始皇朝宮を渭の南に作らんとて先
殿の阿房を作ら高君の書ニ天子の殿と云事
阿房の則是秦孝公より以來既にかくいつさ
れは殿と云事ハ秦の時より始る

堂

演義ニ云堂ハ當なり正に當り陽に向ふの屋な
り又堂ハ明なり言は禮義を明とす所なりとな
ん
管子ニ軒轅氏明堂の議なり春秋因事ニ軒轅氏
始て堂室棟宇なりと云ふは則堂の名ハ黃帝より

り始る

宅やとこ

堯典云宅嵎夷やとこ貢降丘宅やとこ孟子五畝の宅と云う戴延之西征記蒲版の城外は舜の宅と云うといふハ宅の名は堯舜の時より始る事物紀原

古今原始云有巢氏木を構かへ巢を作りて鳥獸をさけ地に穴あり窟を營て以て風寒を避く是宅居の始也

廟やしろ

軒轅本紀云帝天は昇る帝といハ臣寮追慕て

凡や秋を取て廟をたつ爰に於て其遊戯し給ひし所皆初はつ是廟の始なり事物紀原

生祠あまの未死の爲に祠を立て

漢の初は縣吏の曹たり時獄を決する事平なりし故郡中の人於公を貴む爲に生祠を建つ三代より以來生る時人の爲に祠を立てる事あり爰に於て始て此事を見る然るに生る人の爲に祠を立てる事漢の世より始る

樓やう

史記云方士漢の武帝に言して黃帝五城十二樓を以て以て神人を候し給ふと云是より

て武帝并幹樓を立つとあり然るは則樓ハ黃帝
の時より起るなり

閣 あかい

韓詩外傳ニ云黃帝の時鳳凰阿閣ニ巢ふとあり
然れも閣も亦黃帝より始るなり

齋 あともみごころ

漢の宣帝齋居して事を決まこれ齋の名の起
り晋の大和年中に晋廢帝陳郡の殷府君水と
引て城に入き池を掘る殷仲湛此池の北におる
て小舎を立て書を讀む百姓呼て讀書齋とす爰
を以て見きは齋の始ハ疑らくハ是より起るな

ら年

廊 あそとの

漢武策ニ齋遊叢廊とありは唐虞より此事
あり

屋 やね

淮南子ヨ曰齋築牆茨屋新語ニ堯舜の民ハ比屋
ありて封に盡しとあり易ニ棟を上み宇を下
みとあり黃帝の時是其始なり屋と云名ハ
堯舜より始り

厨 くわ

帝王世紀ニ云帝大昊嫁娶の禮を制し犧牲を取

て以て庖厨に供ふ是厨の始なり

庫 説文曰庫ハ兵書を藏る所也ハ金帛を藏る所也ハ文書を藏る所也

高鞅の書に曰湯武殷の湯王周の武王を云 桀紂

夏桀王殷の紂王を云 と破て五庫を築き五兵を

藏む大庑の庫あり是庫の始なり後世凡て藏積

をる所皆是を庫と云

倉 こめぐら

鄭康成周禮の廩人を注して米を藏るを廩と云

といく然れけ倉と廩とは一事なり

孟子に曰瞽叟葬をてて廩を完ふせしむる石の庫

公の公劉をほむる詩に乃積乃倉と云れし其事

陶唐の世より始りしなり

亭 やどり

漢の時より始る然れとも秦の制に十里一亭と

云れけ兩漢の時亭と名つけし事も秦の号なり

よふ

臺 榭 示雅云觀の四方高きと云榭と云

山海經に曰沃氏の國に軒轅氏の臺有黃帝の傳

に曰帝既出尤をさる是にうて臺榭を立

是其始なり

門戸

易の繫辭に神農氏没て黃帝堯舜氏をこる室

藩籬 すゐりき

易經大壯の九三ニ云羝羊觸藩注ニ云藩ハ籬也
左傳哀公十二年ふ吳の人衛人の舎ニ藩をまきとあ
れて則藩籬を設けて室家と固むる事三代の制
なり

橋 せう

堯の時橋梁を作て以て往来を通とほ古今原始

浮橋 うきせう

春秋後傳ニ云周赧王五十八年ハ秦の國こくに始て
浮橋を河上かみに作る按るに詩經大明の篇ニ云造
舟為梁つくる孫炎そんえん云造舟つくるとハ舟ふねとなく一て梁はしとを

也舟と水上かみなり板と舟の上にかみ今ハ
浮橋うきせうなり事物紀原じげん下同

鵠 かく

吳虔厚けんこうの青箱雜記ニ曰海ニ魚あり虬尾きうびふいて
鵠かくに似たり浪を噴ふきハ則雨あめとみらる漢の柏梁臺
災わざはひなり越えつの巫厭勝おんえんしょうの法はふとより建章宮けんしやうきやうを起おこる
る時鵠魚かくぎょの像ようと屋脊やせきに設けて以て火災かさいを厭おそ今
世の鵠かく吻くち是こなり

既 き

周禮ニ校人良馬りやうばと領りやうて是を養やしなひ乗のりる事を掌つかさどる
乗馬三乗さんじやうと阜ふと一三阜さんふと繫けいと一六繫りくけいと既きと

走六廐校をひすといくは是廐と名つくるの始
なり又周礼に天子ハ十二閑邦國は六閑といは
れ閑廐の制ハ則周より起まる

閑ハ馬園也一閑ハ二百十六匹の馬あり

東晋の大將軍趙固ハ乗る所の馬暴るに死を將
軍是を悲む事甚し郭璞是を閑て我是を生
さんといふ數十人を以て竿を將て東に行事
三十里ふして一獸を得て其形猿のこと持
歸て馬の前ハ置く彼獸鼻を以て馬を吸けるに
馬起て躍る事故のこと將軍甚悦へる今獼猴
を以て馬廐の中に置ハ是より起まると獨異志

小出たり

事言要玄物集より引之

行馬 ひまみ やき

三代より始る周禮ハ是を檻いごと云晋魏より後
貴官の家ハ其門に行馬を設る事を由る事
又欄堂と名つく三才圖會

衣服門

冠 かん かん

何時諸尊冠を投棄給ふ事あり舊事是其始なり

ん

天武天皇十一年六月詔して男女皆髮を結ひ仍

て漆沙冠を着せしむ日本紀是より先ハ織縫紫
綿等の冠を着る今代の紗の冠烏帽子の起也

衣裳

伊時諾尊御衣御裳を投棄給ふ事舊事記不見一
より此時より既に衣裳有りけらし

帯とい

舊事記に伊時諾尊帯を投棄給ふ事あり是其始
なり

結肌帯いりこび

婦人懐妊の時腹をすする帯の事也何世の時始り
りりりや

日本より妊婦の肌を帯する事其始詳なり
といふとも神功皇后三韓に趣き給ふ時開胎ふ
常り給ひし故石を取て御腰に挿給ふ事あり是
結肌帯の源筋なり源氏物語やどり木の巻
ふいとてづりゝとありしつゝ腰のありしとあ
るも此事ともやあらむと其始久しき事なり
しし唐土よりはさのこ沙汰来き事なりや多く醫
書の中より見へけり下すゝ美濃便方の
芳六巻より此事出たりあらむとも人毎にたゞ事
ありあらむと思ふ

手強たをき

天照太神の時天細賣命天の香山の天の日薙を
手鑑とて給ふ舊事記是其始なり

禪しん しん

伊弉諾尊御禪を投棄給ふ事舊事記にあり是禪
の始なり

神代卷に天照太神裳を傳て袴とて給ふと云
有

肩衣うきさぬ

往昔本朝士庶人の官あきもの、朝服ハ立烏帽
子津衣を用ゆの津衣也今津衣の下にあき下重を
着せり折烏帽子素襖は出行の服なり後世兵卒

去りて起て士人武を尊ひ故に服器簡便を尊と
して省約を好み或立烏帽子を着せし半
袴を服せり松永彈正素襖の袖を去て着せり時
の人は是にあらつゝむごを取名付て肩衣と云

續い鼻い禪しん しん

舊事記に火酢芥命續鼻と着給ふ事あり是其始
なり

履り ろ

神代卷に伊弉諾尊履を投給ふ事あり是其始なり

雪ゆき踏ふみ

往昔は尾切と云ふのを用ひ天正年中泉州境の
邑の茶人千の利休と云者作意を加へ雪の比奈
會の時肉地入のためには身履の裏に牛の皮を付
させ用ひる也雪をふむと云義より雪踏と名付
たりと云や

文布 青節の文は布を云

舊事本記に 天照太神の時倭文の遠祖天の羽
槌雄神より文布を織りしむと云はる是其始也

綾錦 ちやみき

續日本紀云元明天皇和銅五年七月任勢尾張
三河駿河伊豆近江越前丹波但馬因幡伯耆出雲

播磨備前備中備後安藝能登阿波伊豫讃岐等二
十一國を以て始て綾錦を織らしむ

冠 うむり

三禮圖云緇布冠は始て冠古き時の冠之大古
の冠は布より作り然るは則冠ハ大古より始り
るなりと通典云上古ハ毛を衣と一皮を帽
とす後代の聖人鳥獸の冠角を見て則冠纓を作
る黃帝始て布帛を用ひ或ハ黃帝より以前は皮
羽を用ひと云六帖云孔子緇布冠を作るとある
ハ語有る事物紀原古今原始云黃帝の時荀始
て冠を作る

冕 たきのうも

説文ニ曰黃帝始て冕を作る世本ニ云黃帝旃冕
と作る事物紀原下同

弁 かひのかみ

世本ニ云魯昭公弁を作るとあり然るとも禮記
に三王共ふ皮弁素績と云れは弁は三代の制
にして魯昭公より始ると云ふは冕弁を綴りて
制する事魯昭公より始る

簪 かんざし

桓寬の鹽鉄論より曰禹の水を治め給ふ時簪を墮
してかく見給ふと云ふ簪の事始てこゝに

見へり女媧の女笄を作て髪を貫く簪始
まり然るも則冠纓と同一の行なるなり

纓 かんむりのこと

董巴の輿服志に曰上古も毛を衣として皮を
と以後代の聖人鳥獸の冠角簪胡を見て冠冕纓
纓を作る淮南子にも又如斯記せり沿革ニ云唐
虞より以前は布冠にして纓なり然るは纓は堯
舜より始るなり

頭巾 づきん

往昔は皂羅を以て頭巾とつゝむ是を頭巾と号す
蔡邕獨斷ニ云古の幘髻と包むは巾なり王莽

の頭統ひりし故則始て巾を施す

衣裳

通典、云上古は毛をきき後代麻を以て是に
うふ易、曰黃帝衣裳を作れて天下治る世本、
胡曹衣を作る

宋衷の云胡曹ハ黃帝の臣也

淮南子、曰伯余衣裳を制る家語、孔子の曰黃
帝始て衣裳を垂給へり

衮衣 天子の着給ふ礼服也

事始、云黃帝畫をとりて日月星辰を衣の上象
て以て天ののりし故に衮龍の稱あり黃帝内

傳、云帝の蚩尤を伐給ふ時則衮冕を服を舜に
至て始て十二章を増給へり

十二章の事は詳に下に見へり

被 ぬぎま

詩經小星の篇、曰抱衾抱き綯と綯と初注、曰衾は被ぬぎなり

語論、曰孔子必有寢衣長一身有半此二の事
ハ高祖の事あり疑ふらくは三代よりの制な
らん西京雜記、鷩鷩の被ありは漢の時始て被
と名つく

褥 せき

黃帝内傳、曰王母帝の爲に七宝登真の床を

らね華直淨光の褥を敷とて其は疑らる此二
物是其起りなり

雨衣 雨衣きぬ

事始り曰凡雨衣は周の時既にあり左傳云陳成
子製と着て戈に伏とて杜預云注云製ハ雨衣
とて矢穀子曰帷縮ハ油とて是を作油帽
とて同陳の時より始て有之

蓑衣 みの

三國の時劉馥合肥を守りけるに草苫数千とて
之置ぬ賊雨ふ来りて至るか草苫を以て城を
覆ひ置しを軍士取て蓑衣とす蓑衣これなり

始り古今原始

腰帶 こしをび

實錄ニ云古より草帶及挿垂頭あり秦二世に至
て腰帶と名つく事物紀原

袴 こはら

史記ニ屠岸賈趙氏を滅亡趙朔の妻より小孕
めり終に男子を生む屠岸賈是を求む夫人其袴
の中に置くとて其名始て爰に見ゆ實錄ニ曰
上古ハ肉を食ひ皮を衣遂に以て袴を作袴縵
と名付く今武士のまき大口袴縵は是魏の文帝
馬に乗る袴也

魚袋

實錄ニ云三代ハ草を以て是を作る是を箒袋
と云魏の時是を易て龜とす唐高祖隨身魚と賜
ハ三品より以上ハ其飾金を以て一五品以上ハ
其飾銀を以てす故ハ魚袋と名づく

笏

唐會要ニ曰笏ハ周の制なり

武王の時大公是を始むと淮南子ハ

周禮ハ諸侯ハ象を用ひ大夫ハ魚の鬚士ハ竹を
用由晋宋よりこのうゝ是を手板と云西魏より
以後五品以上通して象牙を用由武徳四年唐高
祖の

年七月六日詔して五品以上ハ象の笏六品以下
ハ竹木の笏を用らる

鞮

文字ニ文王の崇をうゝ時ハ鞮の係解とられは
此物高の時既にあり實錄ニ云三代より以来有
之是を角鞮と云前後ハ二ツ有西方より相承中
より帯を以て是をつくり魏の文帝の呉妃に至
て始て裁縫して是を作る

履

世本ニ云平則扉履を作る宋襄の云平則ハ草
て花を扉と云麻の皮よりつくを履と云実

録云三代は皆皮を以て是を作る

履くみ

草履也唐韻云扉ハ草履也黃帝の臣於則造
所也世本又云於則扉履を作る實録曰
始皇二年始蒲かきを以て履を作る

履くみ

異苑曰汝之推木を抱て焼死を晋文公其木を
切て履を作る論語隱義曰孔子蔡の國に至る
孔子の履を取との有是を以て見是は晋の文公
の時既履を制定する事なり孔子も亦其物なり
は履の物なる春秋の時すでに世に知られ司

馬者に至て遂に常服とす

韁くみ

周官ニ棠皮たうひ麋毛を供て韁とすと云れは則周の
時に始る或曰黃帝旃ちんを作する旃ハ古の韁くみの字
也

布帛ふびやく

禮運ニ云往昔先王禽獸の肉を食し其毛を茹く末
絲麻其羽皮を衣とす後世をこりて然後其絲麻
を治めて以て布帛を作る易繫辭ニ曰黃帝堯舜
衣裳を垂て天下治る孔穎達疏ニ曰以前は皮
を垂る其制短少也此時に至て絲麻布帛を垂る

作る所の衣裳長也故ニ垂と云是を考まは布帛
ハ黄帝より始る

錦 にしき

拾遺記ニ曰員嶠山の環丘ニ氷蠶ひるこり霜降て後
繭を食其色五采也唐堯の時海人錦を織て以
て是を献る後代是より効て五色の糸を以て織て
錦とす

繡 ぬい

書経ニ曰舜禹に命じて曰予古人の象を見んと
欲て日月星辰山龍華蟲はなむし雉とりは五采ごさいを
宗彝そうい虎こ雉けい也藻も水草也大粉米おほこな也白米也黼く斧の形の如し黻ふ弓と矢と

ハ緯繡いりハ五采を以て彩に五色を施し服つく
らぬ汝明みる也以上十二品正義ハ云舜禹を以
て繡を作らむ五種の彩を以て明りに五色施
し衣服を制作せしと云れは帝舜始て繡を始て作
り給ふ

纈 かこのめい

二儀実録ニ云秦漢の間に纈いり何人の作ると
云事と云ふ

五采 五色の事也

易ニ黄帝堯舜衣裳を垂るを乾坤にとも乾坤
の文あり時は則五采ハ衣服と同く起る

文部省蔵書
武備門
天照大神
武甕槌命
天孫降臨
神武天皇
和國孔舍衛坂
長髓彦
戦ひ
給ふ
是人代
兵を用ひらむ
始也
日本紀
二事並に
うり

博古抄卷之八

武備門

用武

天照大神葦原中ノ國ニ天孫を降し
神武天皇
和國孔舍衛坂
長髓彦
戦ひ
給ふ
是人代
兵を用ひらむ
始也
日本紀
二事並に
うり

舟軍 ふねいぐさ

神武天皇自ら諸皇子舟師を帥て東征し給ふ日
本紀 是船軍の始也

火戦 ひたたし

神武天皇の御時八十梟師墨坂に煉炭を置とり
日本紀 是火攻の事なり

武藝

綏靖天皇武藝人小過ぎ給ふ日本紀 此時既に武
藝の事あり

桓武天皇延暦十五年三月諸國小令して武藝の
衆に秀たる者を擧げし日本後託 是武藝の事なり

のを擧用ひ給ふ始なり

講武

天智天皇の七年秋七月近江國小して武を講せ
しむ

是武を講せしむ始なり

天武天皇十二年十一月諸國に詔して陣法を習
はせむ因十三年閏四月小又詔して曰凡政要は
軍事なりこゝを以て文武官の諸人務て兵を
用ひ及び馬に乗る事を習ひ則馬兵並に身小装
束の物務て具小儲是を以て日本紀

陣法博士

持統天皇の七年十二月陣法博士等を遣いて諸國に教へ習はしむ日本紀今の世所謂軍法者是なり

八陣

廢帝の天平宝字四年十一月丙申授刀舎人春日部三関中衛舎人土師宿禰関成等六人を大宰府に遣ひ大貳吉備朝臣真備に就て諸葛亮の八陣孫子の九地及結營向背を習はしむ續日本紀按之るに吉備公ハ元正天皇養老元年に入唐し聖武天皇天平七年に歸朝せらる又孝謙天皇天平勝宝四年に入唐し同六年に歸朝せらるなり

二度まで入唐し文武の學を究來りし人也され尤此時始めて八陣を我國に傳へ來りしゆ此人に就て學はしめ給ひしなりし軍學者流に云傳ふるは舒袁天皇豐浦の宮に下りてをてしりし時異國より履陶公といはる兵の道をあれる此の來り天皇に異國の兵術を授け奉る則黃帝の八陣なり天皇これに皇后に傳へ給ひ皇后此術を用て筑紫を征し新羅を伐給ふ其後應神天皇年長し給ひて皇后此兵術を授給ふるべくて應神天皇八陣の軍法を御母后より傳へしり給ひて御在位の間兵術に御心を用以給ふ

崩し給ふ時、臨て此書り、残て世間に傳ふら
ば、却て兵を好むもの出来て、乱の基となり、
と思へる。燒て是を吞たし、吾死て後必以軍神
と云ふ。と宣ふ。是によりて、後世應神天皇を軍
神と稱し奉る。崩御の後、御廟を八幡宮と云ふ。八
幡は八の幡、ゆゑ申へ八幡と云ふ。是日、日本に八
陣傳來の始なりと云。

訓國集に此説をのせり。其説理有ふに似
りといへども、古代の書に見へざれど、據とは
し。と云ふ。

軍神

天照大神及高皇產靈尊の御てうゝひとし、皇
孫瓊杵尊を葦原の中つ國に降し奉らんとし
て、経津主神武甕槌神を先に下して従はさるゝ
のをいづめさせ給ふ。故に此二神初て軍將なり
こゝを以て日本の軍神とす。事出日本紀。

武田流軍術

甲別流の兵學の起りは、小幡勘兵衛より始る。勘
兵衛ハ甲別士小幡山城ぶ子の又兵衛豊後号の子
なり。豊後ハ天正三年武田勝頼滅亡の時病死を
勘兵衛其時九歳なり。と家康公これを尋ね出
し、勇士の末なりとて、并侍兵部と共に秀忠公の

市松伴之定めらる十六歳の時武者修行の志を
つゝ譬を切てかけ落を家康公これを行ふ事を
給ひ尋させ給へとも其居所知るは勘兵衛は所
所旋歴し慶長五年関ヶ原御陣の時井伊兵部二
随て功あり其子佐和山子浪人して居住を慶
長十九年大坂冬御陣に偕て籠城し夏御陣の時
城を出秀忠公召出さきて御使番とあり高坂
彈正の書を集めて甲州の士数人并伊兵部に従
て佐和山より一に信玄の事を尋聞甲州流の
兵術を建立して人の師とあり高坂彈正の作り
し書は甲陽軍鑑十九冊曰末書上下結要品龍虎

豹の三品是なり

兵法 則軍法の事也

沈起の吳子の序曰兵法ハ黃帝より始る事物
能原下回

戦争 乃ちい

呂氏春秋曰蚩尤兵を作て其械を利をいまふ
兵を作らざりし時は器と云ハ兵民た、林木を削
て以て戦ふ黃帝の炎帝と版泉と戦ふ是なり然
るに則戦争をなすは炎帝黃帝の際より始る

陣列

史記は高陽共工の陣有て以て水害を平ぐとい

へりこ、にわたり始めて陣あり

先鋒 さきどり

詩經六月の詩に曰元戎十乘以先啓行是周宣王の北伐せし時の事と云へり然るに則先鋒は周人の制なり

殿後 くさう

論語に曰孟之反不伐ふくるときうて殿たり是を以てこれと先鋒と同じく周の制に起るなり

伏兵 ふくぜい

易に曰伏戎於審これを以てこれに疑らるは伏

兵も三代の事なり

火攻 いざあ

孫子の書に火攻ありゆへに齊の田單火牛の事何左傳に桓公七年二月乙亥に咸丘を焚く公羊傳に曰これを燹と云ふこれを燹と云ふとは火を以て攻る事を云穀梁傳に曰邾の咸丘といふを以て火を以て攻る事を云へん也六帖に曰是始て火を以て攻る事なり

水攻 みづせめ

國語に智伯を趙襄子に攻る時汾水を決りて晋陽を、く城没せざる事三版と云へり然るは戦

國の世よりおこふなり

舟戰

ふゆいくさ

王鳴鶴曰舟師ハ盟津の會ニ始る

武王の紂王を討んとて盟津ニ會ニ給ひ事也

後世遂にこれを用ゐ水戰を習ふ也

登壇必究

京觀

敵を討取其首を封じて墓を築く事也日本うて首塚と云ふこと

左傳ニ楚子曰明王伐不敬その鯨鯢を取てこ

れを封を爰に於て京觀なりこれを押してい

て則是征伐有てより以來其事なり事物紀原

烽火

日本に於て云相國の火相國の狼烟と云ふこと

玄女戰經ニ曰と云烽火をいへてを見て傳て

云ふ虞虜より起るとす黃帝軍決るも亦烽

火を望見るの文有周の幽王褒姒のために烽火

を舉ぐ事なり疑らくは始て兵を用るより則

ちこれなりと云

營壘

ぐんどう

史記に黃帝と炎帝と阪泉に兵師を以て營衛と

ては營壘の始なり其後兵の居る所を軍營と云

兵樓

やうろう

莊子の鼂譙と云事あり郭象の注に曰戰樓の名

即敵樓なりと云疑らくは周襄王て戰國の時

に始てあるなりと云

斬首

首を斬て爵を賜ふ事秦に始る
敵の首一取る者は位一級を賜ふ秦の時
法なり故に首一と一級と云也
然るども泮に在て鹹を献る事既に詩經に見
待見と首を取るとして上功と云る事其始なり
登壇必究

武舉

武藝を習ひ其より習得る者を舉用する事なり

唐選舉志に曰武舉ハ武后則天皇の時より起る
其始て置事長安二年よりなり長安ハ武后の年号唐會要に曰
長安三年正月十七日天下の諸州に詔して武藝

を教一一めらる毎年明經進士に准て貢舉せ
めらふ是武舉の始なり事物紀原

七書

黃氏に曰宋の元豐年中神宗の年号孫子吳子司馬法
三略李衛公問荅尉繚子三略六韜を武藝に頒て
習ひし七書と号を恃物典彙

神事門

神事宗源

天孫始て此土に降臨し給ふ天兒天孫の御子至神命枝翼の
臣となり則祭祀を主なり故に神代卷より天兒
屋根命ハ神事の宗源を主る者也といふ是曰本

ふて祭祀を主るの始なり

立靈時祭天神

神武天皇四年春二月二十三日詔して曰我皇祖
の靈天より降臨て朕の躬を光助給へり今諸の
庸既ふ平き海内無事なり以て天神と郊祀て大
孝と申べしとて則靈時を鳥見山の中に立其地
を号て上小野榛下小野榛原と云用て皇祖天神
を祭り給ふと日本紀に見ゆ是靈時と立て皇
祖と祭り給ふ始なり

伊勢大神宮

日本紀に曰崇神天皇六年百姓流離て或は背

叛く者有り其いさをひ徳を以て治めうゝ爰
と以て晨^{あさ}と興^{おこ}夕^{ゆふ}まで^{まで}の^の場^ばに^に罪^{つみ}を^を神祇^{しんぎ}に^に請^こふ是
よりさき天照太神大和の大國魂二神並ふ天皇
の大^{おほ}殿^{どの}の^の内^{うち}に^にひ^ひ祭^{まつ}る然^{しか}も^も其^{その}神^{かみ}の^の勢^{いきり}を
畏^{おそ}む給^{たま}ふ共^{とも}に^に住^す給^{たま}ふ事^{こと}安^{やす}か^かし^して^て天照太神
とむ豊^{とよ}鉾^{ほこ}入^{いれ}姫^{ひめ}命^{のみこと}に^に託^{たく}て^て倭^{やまと}の^の望^{もち}遠^{とほ}の^の邑^{むら}に^に祭^{まつ}り仍
て神籬^{かみきり}と磯^{いそ}堅^{かた}城^{しろ}に^に立^た垂^た仁^に天皇^{てんわう}二十五年三月十
日天照大神と豊^{とよ}鉾^{ほこ}入^{いれ}姫^{ひめ}命^{のみこと}より^{より}離^{はな}れ^れ祭^{まつ}りて倭^{やまと}姫^{ひめ}命^{のみこと}
に^に託^{たく}給^{たま}ふに^に倭^{やまと}姫^{ひめ}命^{のみこと}大神^{おほかみ}を^を志^{こころ}め^めす^すべし^し所^{ところ}
を^を求^{もと}て^て菟^う田^た筱^{しほ}幡^{ばん}に^に到^{いた}り^り更^{さら}に^に還^{かへ}て^て近^き江^え國^{くに}に^に入^{いれ}東
の方^{はう}美^み濃^{のう}國^{くに}を^を廻^{めぐ}り^りて^て伊^い勢^{せい}國^{くに}に^に到^{いた}る^る時^{とき}に^に天照

大神倭姫命ニ詔て曰是神風伊勢の國ハ則常世
の浪の重浪歸國也傍國の可恰國也ニ是國ニ居ら
んと欲すと故に大神の教のまにニ其祠を伊勢
の國ニ立給ふ内宮是也因て齋宮を五十鈴の川
上に立給ふ是を磯の宮と云 天照太神始て天
より降給ふ所也以上日本紀 雄略天皇二十一
年丁巳の年十月ニ伊勢の皇大神大倭姫命ニを
一々丹波の國興謝の郡真井の原よりニ豊
受大神を迎へ奉らる大倭姫命奏聞し給ひニよ
より明年の戌年の秋七月ニ勅使をニて迎へ
奉らる九月に度會の郡山田の原の新宮ニ志る

より給ふ 垂仁天皇の御代ニ皇大神五十鈴の
宮よりニ給ひニ四百八十四年ニ小正
んありにニ神皇正統記是外宮の事也内宮外
宮と稱する事は 村上天皇の御宇祭主公節の
時皇大神は奥座りニ内宮と号し度會の
宮は外座なり故外宮と稱するより始ると神名
秘書に見へり
伊勢大神宮へ行宮の始は 聖武天皇天平十二
年十月行幸と始とす勅使と立らる事と同一
帝の御時橘諸兄と始とす天平十四年二月三日
勅使とニ伊勢ニ向らる

伊勢幣帛使

續日本紀云曰孝謙天皇天平宝字元年始て伊勢太神宮幣帛使を制せり云詔して今より以後中臣朝臣を差て他姓の人を用ふ事を得ざると命し給ふ

以兵器祭神祇

垂仁天皇二十七年秋八月初宮を令して兵器を以て神幣とせんとすむる所古より故に弓矢及横刀を以て諸神の社に納るる仍て更ニ神地神戸と定めて時を以てこれを祠に兵器を以て神祇を祭る事始て此時に起る日本紀

定大社國社及神地神戸

崇神天皇七年二十萬の群神を祭て仍て大社國社及神地神戸と定めたまふ日本紀

伊勢齋宮

垂仁天皇の御時倭姫命を以て齋宮を立給ふ是始り

齋宮の址は伊勢大神の所より小齋宮村あり其所に齋宮の址あり黒木の島居猶殘あり

賀茂齋院

嵯峨天皇の御時皇女有智内親王を以て賀茂の齋院を立給ひしより始る

齋院の址は京都大徳寺の北今宮の東小大源菴
と云禪寺なり是也俗ふは常盤の住し所なりと
云へども実は是齋院の址なり

大嘗會

大嘗會 齋忌須岐等之事 天武天皇の御時

より始る 其事日本記

神代卷口訣云大嘗會の國郡と定るは神代ふ
吾田鹿茅津姫トを以て田を定めらるなり
起る又云御禊大嘗は神代の例也御禊ハ大嘗以
前の齋なり伊弉諾尊禰の小戸の後に始る大嘗
の國郡ト定ハ火々出見尊降誕の時に起る兼良

公の曰大嘗會ハ一代一度の大神事なり令書ふ
はおむむと訓なり毎年行ふを是と新嘗會
と云新嘗の二字日本記ふはふいなむとよめり
嘗ハなむなり新穀をりめんとて先神祇ふ
是と供さるるを嘗の祭と云大嘗會も新嘗會も共
二十一年中の年の日也定まれる例なり
儀式注ニ曰 天皇即位七月より前なるは其年
大嘗會行へり八月以後なるは明年是を行へり
又悠紀ハ齋忌といふ心なり神齋の事主基ハ次
と云文字とさきとよめり次の神齋と云心なり
次と云へるとして天神地祇懸隔の心はなり

假令ハ左右前後など、云程の事也大嘗會神膳
の儀西度よりにおつて後の度をむきと云也

神輿振

鳥羽院永久年中小山門の大衆神輿を陣頭ふふ
是神輿振の始なり

禮樂門

禮

伊弉諾尊伊弉冉尊天の柱をふき巡り給ふ伊弉
冉尊ハ右よりめぐり伊弉諾尊ハ左よりめぐり
給ひ同く一面に會たると伊弉冉尊先唱て喜
哉可美少女と遇ぬ伊弉諾尊伊弉冉尊ふ告

曰吾ハ是男子也理當ハ先唱一し婦人ふ一て先
唱ふは既に不祥として改て巡り給ふ事あり
是陰陽貴賤の分ちる事を正し給へと日本
の禮の濫觴とす一し

定後禮

孝德天皇三年に禮法を定め給ふ事日本紀に見
るは是禮を定め給ひし始なり又は八幡太郎
義家武家の法式を定めらるゝ云小笠原家初禮
の始は後醍醐天皇の時甲斐源氏小笠原信濃
守貞宗と云くより右馬故実を知り或時禁中
みづの會なり其時の武將尊氏義貞と始り在

京して、所の名はる士、こらに召出さる、的
と射する、其の中も貞宗が射禮衆に抜ん、的に
中する事も、亦群に超たり、しむ帝、敵威の有り
に昇殿を許す、馬の故實と勅問あり、委細に
勅答申上げ、是より、敵威の有り、に太子及
諸皇子の御師範と定め、給ひ信濃の國の守護職
とあり、これ、剩從五位下に叙せらる、其上、馬に
於ては、一、天下の師範たり、べき由の勅、設有り、貞
宗家の面目を施し、入國せらる、桓貞宗の玄孫、小
兵庫助長考といふ人あり、將軍義満公、小從仕せ
り、義満公、今川左京大夫氏頼、伊勢平氏武藏守満

忠、小笠原兵庫助長考、彼等三人に、作せて、武家の
禮法を考定し、めらる、三人家々の秘傳世の古禮
を考考て、一書を撰て、上る、名つけて、三議一統の
當家万法集と云、青蓮院の法書あり、一七日、書
立、天下に廣む、是より、小笠原家、後礼の家として
代々將軍家に仕へて、天下の師と成り、普く人に
用らる、是、小笠原家、和禮の始也、小笠原家は、

嫁娶

天照大神の御子正哉吾勝々連、日天忍穗耳尊
高皇產靈尊の女栲幡千千姫と娶、高皇產靈尊、此時
二女を、一、百机飲食と持たしめて、進め奉る事

いり

神代卷口訣は是嫁娶の式なり事を云とあり
是嫁娶の禮の始めなり

年賀

西三條の稱名院の作る源氏細流に曰賀とは
其年の満ちると賀して行末の實算を祈る意なり
天子の御賀を仁明天皇嘉祥二年皇福寺
の大法師等奉賀天皇満四十是始なり太上
天皇の御賀は淳和天皇天長二年十一月奉賀太
皇天皇五八之御齡是始也四十五より百歳に
いへり十の満ちたる年をいへり

拍手

持統天皇の四年正月皇后昂持統帝也天皇の位
に即給ふ公卿百寮羅列て通拜奉り拍手と曰本
紀に見へり是拍手の事の國史に見えたる始
なり

拍手は我朝の禮也往昔より此禮なり
ん今はたゞ神を拜する時ふのこ拍手を用ゆ
と思へり周禮九拜の第四は振動に
り注ふ鄭大夫の云両手を以て相うつ也疏に
今倭人の拜はるる両手を以てうつ鄭大夫
の説のこと蓋古の遺法也とあり

茶禮

後土御門院文明十一年十一月足利將軍義政其
子義尚の世をゆづりて東山求堂の閑居の銀
閣を作りて北山の金閣の准を東山殿と号す古
器古畫を玩ひ又茶器を集て年月を送る茶會の
禮式等皆東山殿より始る是より始て茶湯の禮
法ハ世に起る

飲食古くに禮なりんば何ぞぐうのにされは義
政卿の茶會の禮式を立らるのは猶理のに似
たりといふともの穢汚のる古器を玩ひ用ゐた
る奴古反故るとと愛して其弊を後の世より除

す世々には大なる罪ありしや世々を經ては事
を好めり人々多うりり中ふ紹臨するは器を
とも有にせうせて用ひさのの奇物を好むに近
き世に及り千の利休と云ふの如て茶禮を興行
し茶臺の事を增添し千貫二千貫の賤を費して
用ゐたりぬ茶臺墨跡を交易せり今の世に及
て唐物の茶壺一つと黄金二三千枚程を買求る
人あり秤量河の益をや我共用たる事をとての
凶年飢饉に逢てこれを以て寒士貧民を救とい
へども一掬の米に志うざりての兵校軍陣に望
てこれをとんと敵をふせくとも更に一矢の用

に代りては暴病^{あつた}沈病^{ちんびやう}を治し是を疾し服する
も命を救ふべし然るは則ち用ふ所何事そ
や名高き劔故に武具^{ぶぐ}とは武道の威光も
ある事なれども有るも同然たる事をも
りて玩へは武道の本意を失ふ事多し其外の
用なき器^きも如往昔の古五故を掛物と何の
代り何のけなれたるも知れぬ茶碗茶壺^{ちやう}
と上なき宝としり限なき値と貴し求め置事
是ぞ誠小物を玩べし志をうらふ理りなれど人
は古きを用ひ器は新しきを用ふこそ古き文ふ
る見へは古き書畫と好む人の心盡なれは

さもなりし器はた新きこそ潔くしてよけ
る古き器は古く深なる口の汚れ手のけづき
いとすまし殊更ゆへことなき貴人など口
にふき口に玩ぶべきものにあらざる人こそ國
の宝なるにかふなき器の物を宝とするは道も
なき事なり又山崎氏の説に茶式も安く目
かくともなり禪^{ぜん}に参り事法も一に敬慕も
ありのを和尚と云能相^{あひあひ}以來は志野松本
珠光紹興利休其人なりと古田織部はいさ
り常切ありし利休の後の和尚なり名なりを
己の事ありしや音恵^{おんけ}琳^{りん}法^{ぽう}軒^{けん}朝事^{てうじ}にあらざらん權

要に交りけむは孔顔こうがんこれを黒衣の宰相履冠所
と失ふといつゝされはものゝけは武者所ん
と、時づも人々を面目ろめ袈裟かゝる僧と
同く稱し呼まていふと思へる志者人か
くも痛く思ふといふ

葬禮

神代卷一書の説に曰伊弉冉尊いさなのみこと火神を生給ふ時
やうれて神ありき給ふ故に祀伊弉冉尊野の有
馬村に葬る纂疏に曰上古ハ葬禮さうらいなし孝子纂さん裡
を以て親の尸みを掩ふこれ葬埋の礼よりて起る
所也然るに則葬の儀此時より始る

孝徳天皇の御時葬禮を新に定め給ふ詳に日本
紀に見へり

火葬

續日本紀に曰文武天皇四年三月己未道昭みちあき和尚
物化在時二年七十二歳也弟子等遺言不授て采
原はらに火葬を天下の火葬是よりて始むり又曰
文武天皇大宝三年十二月癸酉持統天皇を飛鳥
岡あさぎに火葬を是天子火葬の始なり
屍を焚くわものゝ浮屠の法より西胡せいこの俗より中
華しやに浸淫しんえんし和國わこくに流傳りゅうでんして是を行ふ事既ふ久
し習て以て常として見らるゝの恬然てんぜんとして是を

是を以ていふに豈悲しきや夫孝子の親の肌
膚を愛を既不死後不至てもこれに棺槨衣
衾を以て其葬所とて是を安厝し死せしに事
ること生るに事ある如くを父母の全く生付た
る身體髪膚を以て子たるもの全くして是を歸せ
と孝と云へし然るに父母死て後其形骸を焚傷
に至る一則其不仁なり事又甚しきや孝子
ハ其親死してても猶生くる如くを以て親死
して忽ちに其屍を焚は其親を死せりとせしに
忍びざるの心何よりや宗廟宮室ハ大いに
るども猶且匍匐してこれを救ふ然るを況や

火を取て其屍を焚をやたとし不孝の子なりて
其屍を野中ハ棄置し置くことハ蠅蚋蝓蟻
ハ一むとくとも猶もつゝ其親の屍を焚に
まされ蓋葬とハ藏り其形骸を藏る故也既
ハ火を以て其屍を焚む所のもの何よりあ
るや古衛人褚子定子の墓を掘てこれを平丘の
上ハ焚燕の軍。齊の帛墨を因て人の家墓を掘て
死人を焚く齊人望見て涕泗一怒りおのづから
十倍するといふ時ハ焚屍を惡むもの古昔より
して然り王莽焚如の刑を作り陳良等を焚時ハ
焚屍を以て大刑とす事漢の時よりして然り

されば死を焚事は他人におゐても人情の忌び
さる所なりを其親に施さんや列子に曰秦の西
に儀渠の國有り其親戚死をば柴を聚め積て
これを焚く^燧燧て則烟上まはこれを登^登避と云然
して後咸孝子とを此時焚屍の風中國に行われ
た故に列子儀渠の事を以て異とて是を訛せ
り宋の時晋の俗屍を焚事を尚ふ孝子慈孫とい
へども留て以安とを程明道晋城に令うり一時
教諭して焚止を我邦火葬の初釋道照に起る道
照は山城の國宇治橋を創造するの之の妖僧
なりを橋を造る小惠有りて屍を焚くに憐^ひや

夫終は人のまゝに慎む所之人の子たること
の豈是を忍ぶべけんや學者必を流俗に拘は
れて可なり

喪

日本紀を考ふに神武天皇崩御の後三年位空し
倭靖天皇孝性純深にして悲慕ふ事止む事なし
心と哀葬の事に留め給ふより是れ傳はれ此時
初て三年の喪を行ひ給ひしや光仁天皇始て
喪を短し給ひたりより三年の喪ハ一年期の喪
は五月大小切總麻ことくそげす

古小君子ハ終身まての喪なり忌日を云と有り
忌日ハ死セし人の日と云今世俗ハ所謂祥月是
なり月忌の事ハはつゝ月忌ハ我國の俗なり
浮屠より出ゝるや唐日本の古禮ハはつゝ何
の時より始る事を知らば東鑑に月忌の事ハれ
て猶其始久しき事なりべし

年忌

十二年忌と國俗ハあつゝ十二支終て又始る故
先支を逆て追慕と致さるゝ元亨釋書ハ見へ
りされども何のより始る事を詳しむ少納言
信西ハ十二年忌を松岡中納言これと修せん

せり其弟の僧高野の明遍同意せざりとなや
是佛家ハ本説なり事ハれはあつゝし佛者ハ四
十九日ありて止む

七々の吊祭ハ佛書ハ出たり翰墨大全などに
七々の日毎の祭文有り日本ハれも其始久し
續日本紀ハ大室三年二月癸卯この日太上天
皇の七々ハ當つゝ見へ

其後儒者の祭法を借し年忌と云事を始る
釋瑞溪和尚一切經を檢閲して曰此經の
ハ二年忌服紀の事曾てこれなり故に佛者儒
法を借し用之と云

舊事記を按ずるに神武天皇元年二皇子天皇
臣連伴造國造を率て賀正の朝拜を賀正の儀
此時に始まりとあり
供若菜
正月上の子の日若菜を奉る事宇多天皇寛
平年中より始る由公事根源に見へり
正月十五日食粥
正月十五日小豆粥を食ふ事も寛平の頃より

博古涉筆卷之九

節序門

元日慶賀

舊事記を按ずるに神武天皇元年二皇子天皇

臣連伴造國造を率て賀正の朝拜を賀正の儀

此時に始まりとあり

供若菜

正月上の子の日若菜を奉る事宇多天皇寛

平年中より始る由公事根源に見へり

十五日食粥

正月十五日小豆粥を食ふ事も寛平の頃より

始る由公事根源み思へり
年中の故実とも皆中華事始にあり侍る
は言ふは侍る侍る

釋奠

二月と八月の上の丁の日大學寮より孔子を祭
り給ふ日蝕國忌祈年の祭なりとにありし中
丁の日も行はる但大學寮より孔子及十哲を祭
らる諸國より先聖文宣王先師顔子と祭る太宰
府より先聖先師関子騫と祭りし由延喜式に見
へり此事文武天皇大寶元年二月より始り
由續日本紀にありや後花園院寛正年中

まで猶釋奠の礼行われし應仁の大乱の後此
禮絶しとやいとほいあり事あり是侍る

曲水宴

顯宗天皇元年より始て行まし由日本紀み見
たり

灌佛

四月八日釋迦佛の生れし日なりとて五色の水
ありて浴し侍る事なり續日本後紀に云仁明天皇
承和七年三月律師傳燈大師靜安を清涼殿より請
て始て灌佛の事を行ふ是灌佛の始也公事根源
より佛生會は推古天皇の御時に始るとあり

五月菖蒲

らめ

公事根源ニ云聖武天皇天平十九年五月より詔
りて百官諸人悉く菖蒲の鬘をかき
さし宮中に入参しと定めしむと
見ゆ今俗婦女子の菖蒲を頭の上に
挿ひ是より起る

賀茂競馬

五月五日賀茂競馬の神事ハ堀河院勅願成就
りて天下の御祈とて寛治七年より始り行
由賀茂大神宮訖に見ゆ

薬獵

くさう

五月五日ふ百草を取集て薬とせし事也日本此
に推古天皇十九年夏五月五日菟田野薬獵せし
事なり是より始る

夏越祓

なごし

六月晦日ふ在る事ハ世諺阿若といふは夏と
秋との刻たるを祓ふ事なり功祓の儀なり
り天武天皇の御時より始る

乞巧奠

七月七日の夜牽牛織女の二星を祭るとして瓜
果をつね食物を奉り香花を備へ竿の端に五
色の糸を連ね或は衣服をよし書卷をよし

て男女ともに文能壽福を祈る是と乞巧奠といふ此奉日本には孝謙天皇天平勝宝七年に始りしと公事根源に見へたり

孟蘭盆

齊明天皇三年秋七月十二日須彌山の像を石寺の西に作り且孟蘭盆會を設くと日本此不見くしり孟蘭盆會の始也又續日本紀には孟蘭盆の供養をす事聖武天皇の天平四年に始りし由見えたり

是は上下をくくしりて孟蘭盆の供養をすなり

照燈籠

とあるふとてしる

七月十五日の夜燈籠を點する事後堀川院寛喜の前後に始りし由藤原貞家の明月記に見へたり

八朔

八月朔日をたのみの朔日といへ人に物を贈贈むる事なり公事根源に云此事更に本説なし又正礼にもありし世俗の風儀なり或仮名記に建長後深草帝の御代の記に此事なり始八田の突とて米を折敷土器などに入て人の許へ遣はけりといや又圓明寺太閤の文永の記に此七八年より

このかゝ殊に天下に流布せよと載らせた
り誠に是長の頃の事なりと云きり或説は
後嵯峨院いまだ若宮より外戚通方卿の亭に御
坐なり一時此間素を慰め申さんとして此習の男
女密に奉りたるに其後ふぎふ聖運を記し
て給ひしは此嘉瑞也として同々御沙汰なりけ
るなりと申傳たり彼是尙きも慎なり事なり
又真實始りたる年記も分明なりと云
は後嵯峨院御時世の時分よりの事なり
と云きりや

桃花葉云八朔の事正應二年の御記に云

今日家のいとちよかえたのむ人に物にて
まゐる此事始りてと云きり
けんと思ふ此御記ふついで是を考ふるに後
深草院建長の頃にいふ事おと云きりや

放生會

八月十五日ふ行はる事也鴨の長明の文字鑑
に云元正天皇の御時養老四年の秋の頃大隅
日向おふけに從ひ奉りぬ者ども有るなり
宇佐の宮の禰宜宣旨を承く軍をおこして彼等
を打平らけし時に託宣し給ふは軍に多くの
人をおこせり放生會を告しと宣ひしかむと

をより一國の放生會は始り

政事要略杖桑記等の記是に因し

此事を以て人も傳へりや礼樂合編文献
通考等に日本八月十五日放生會首る由記せり

九月十三日夜賞月

中右記ニ保延元年九月十三日今宵雲淨月明是
寛平法皇明月無双之由被仰出云々仍我朝以九
月十三夜為明月之夜と云へり此説によれば
醍醐天皇の御時より始りなり

中右記ハ中御門右大臣藤原宗忠の家記なり
建仁寺の三益和尚十三夜の序にも此夜翫月事

延喜の時始ると書り

亥子餅いのこわち

公事根源云此事何の頃より始るとも見へに
延喜式ふ載たれと往古よりちや有ける事なり
ん

延喜式ふ亥の子の餅の事なりいづし

承安四年ふ沙汰有て大外記頼重師尚なりと勅文
とまひるをそれと本朝の起りを慎に申さば
皆本書本説とのせり日本紀崇峻天皇五年十
月四日有献山猪太子傳曆上ニ云冬十月有人献
山猪別要抄云山猪いのこと訓付たり一義ニ十

月上の亥の日用る亥子餼の事と云へり是を以て見ても皆は直に山猪を用ひたりや十月亥の日餼を食は萬病を除くと云本文なり初學記に雜五行書を引て曰十月亥の日食餼令人無病

冬至賀

江家次第に云冬至の宴會ハ聖武天皇神龜二年十一月己丑天皇大安殿に御し冬至賀辭を受く云、朔旦冬至の宴會は桓武帝延暦三年十一月戊戌の朔慶賞を行ひ田租を免さる云、是冬至の賀始て國史に見へり也

儺ねふり

續日本紀に云文武天皇慶雲三年天下の諸國疫疾止まり百姓多く死を始て土牛どぎを作て大儺たいなをとり是其始也

打時ときとく

天智天皇十年夏四月廿五日漏刻を新臺に置く始て候時ときを打鐘鼓うちかねを用ひ日本是日本より漏刻を用ひ又十二時を打始り

正五九月

仁明天皇不和三年五月詔して曰毎年三長月東寺灌頂院より三七の比丘びくを撰ひ息災増益の法

を修し國家を鎮護し永く武とせよ 元亨新曆 是
本邦より三長月を用ゝ始なり

甲子

世本云大撓甲子を造る呂氏春秋云曰黃帝大
撓を師とし給ふ黃帝内傳云帝既出尤をき
り大撓に命じて甲子を造らしめて時を正し給
ふ月令章句云曰大撓五行の情を探り斗剛の指
所を占ひ爰におゐて始て甲乙を作て以て日ふ
名つく是を幹と云子丑を作て月を名つく是を
枝と云枝幹相配して以て六旬を成を 事物紀原
是によりて見れハ支干ハ黃帝より始る

古今原始云曰天皇氏十干を以て歳を定め十二
支を以て時を定む

按之に游官記開十二枝十幹二十支の字
を用ゝハ非也と云

歳

黃帝星曆を定め閏餘を正して歳事を定め給
ふ堯に及て四時を定て歳を成る

閏

史記云黃帝消息を起て閏餘を正し給ふ則閏
ハ餘分の月也黃帝曆を造て始て是を云ふ

月朔望

望ハ十五日の事也

通曆ニ云地皇氏晝夜と分ち三十日と以て月朔とす事物純原古今原始ニ云地皇氏朔望を五三十日と以て一月と一十二月と以て一歳とせり是朔望の始也

元日慶賀

通典ニ曰漢高祖十月ハ秦を定む遂に歳首とす七年長樂宮成るより群臣朝賀の儀を制す武帝改て夏正を用ひ寅の月と以て歳首とすされども元日の慶賀はもと漢高祖より始る事物純原

今按古に寅の月と正月と一々元日を賀する事漢武帝より起る

人日

東方朔の占書ハ正月一日雞を占二日狗を占三日羊を占四日猪を占五日牛を占六日馬を占七日人占八日穀を占其日晴明温和ハ則其物蕃息安泰の候とす陰寒慘烈ハ則其疾病衰耗の兆とす

後令ハ元日晴ハ雞蕃息陰ハ病衰其餘の物も又如斯と云是を推せば漢の世より始て其義ありし

杜子美の詩に云元日到人日未有不陰時即夢
粥の註は占書を引て元日より八日に至り晴
ふ物の言を司る陰の時ハ災なりとい
へるハ一年の始なりはさもろくきや但
其日晴ま其物育むると元日より日に
其属せる禽獸を定めぬ事は信はぬ

十五日食粥 かりとある

續齊諧記云吳縣の張成と云者夜をきて一の
婦人の宅の東南の角に立手と攀て張成を招く
と見り張成則其所に至る婦人の曰此地は是君
の家かゝることをの蠶室也我々則是此地の神也明

年正月半小豆粥を作り膏ろうと上にうけて我を
祭る至一必は君の蠶桑として百倍なりと至
て是を祭るに其後大に蠶桑の利を得り今正
月半に白膏粥を作り是より始まり又世風記
に正月十五日小豆粥を煮て天狗祭をす庭中
に案あんを置き其上に粥をそそぐ其粥凝る時東の方
に向ひ再拜長跪して是を服すれば年中疫氣な
くと云へり

續齊諧記世風記寄の説怪誕ふして信を多に不
足國燭室典に正月十五日膏粥を作り門戸を祭

と記せり又荆楚歲時記にも正月十五日豆糜とうひを作りて油膏を其上より如く門戸を祭ると見たり月令にも孟春の戸を祭ると云事作は是なりん掾とはすん

釋奠

經世格要ニ云隋の制に國子學にて毎年四仲月二月五月上丁すうたうの日先聖孔子先師顔子と釋奠を州縣の學がくに則春秋の二仲月を以てを注し云是春秋二仲月釋奠の始也月令廣義

上巳草餅

上巳の日に草餅を食ふ

周の幽王の時或人草餅を作りて幽王に奉る幽

王其味の美なる事と感してこの餅珍物也宗廟亦獻せば周の世大に治り遂に太平を致しといへり後人此事を相傳て三月三日の草餅を作り祖靈そりうを祀るむ草餅の起り是より始むり錦繡きんこう萬花谷

此説たゞり出所を知らずことに幽王は暴君ふて其政ふりて國の世是より衰へしうて其言も亦たぐひぬ然るハ傳へて歳事とすき理なり按古に荆楚歲時記ニ云三月三日しんじつ龍麤りゅうその汁と取とり蜜と合あせ粉こなに和かを名けて龍舌餅りゅうせつぺいといふこめ餅也これを食すれば厭いと

時氣と記す。又本草に鼠麴調中止洩除痰厭時
氣去熱嗽雜米粉食甜美也と有り是を以て見
る。鼠麴の時氣を歷功有り。又よりて重三の陽を
尚ひ陰を以てする。祝日ハ時物とて是を用ゐ
る。

曲水宴

晋の武帝尚書摯虞ふ問て曰三日の曲水其義何
を。指や摯虞對て曰漢の章帝の時平原の徐肇
三月初めを以て三人の女を生する三日ハ至て
三人共に死しぬ一村の人ハ是を怪とて以て
水の濱に携捨て盟洗し遂に流水ハ盃をうる。

て是をのむ曲水の宴に起まり帝の曰此説
の如くや。ハ佳事ハハ。尚書郎束皙是を
聞て曰摯虞ふ生ずん是を知らんや昔周公ト
して浴邑をたし流水ハ因て庖を淳ふ故ハ逸詩
ふ曰羽觴隨波又秦の昭王三月上巳ハ河曲ハ酒
宴せしに金人有りて水面より出て水心釵を捧
て曰君をして西夏を制有や。と是に因て
たり。曲水とを前漢後漢共に相沿て以て盛事
とを帝の曰爾ハ言誠ハ善とて金五十斤を束皙
ハ賜ひ摯虞と左遷して陽城の令とす續齊諧記
今按るに束皙ハ説理ハるに似たりと雖も是

又一時の附會やして信するに足らば鄭の國
の俗三月上巳の日菡を水上に采て不祥と祓
除する事詩經の鄭風に見へ暮春に沂水浴を
する事論語に如侍まは猶其始久しき事あるべ
し

端午粽

屈原^{楚國の大夫也}五月五日に汨羅に投して死せり楚
人は是を憐て此日におまへる毎に竹の筒の中に米を
貯へ水に投して是を祭る漢の武帝の時長沙の
欽王と云ふの海濱を通りて一人來て三閭大
夫と名乗り曰に謂て曰我毎年祭らるゝ事甚悦

ふに堪へり然れ共常に蛟龍のために其食物を
ぬきさる今より後ハ棟樹の葉を以て其上を
流し五色の糸を縛りしこの二の物は蛟龍の
忌み處也といへり今日粽を食ふ事は是より
起せりとて續齊諧記

月令廣義にハ屈原の姉妹^{名ハ}是を作りて屈原を
吊ひしる事記せりされとも右の二説各妄誕
なり信用するに足らば周處の風土記にいへり
ハ菰葉を以て糯米を包み灰汁を以て煮て粽と
て是陰陽包裹して未だ散らかりとるなり是
なり正説なり

五月一陰生ス故に陰陽包裹して未分散

競渡 ふなぐぐ

楚の傳ニ曰越王勾踐より起る荆楚歳時記ニ云
五月五日屈原汨羅に投ず人其死を傷て並に舟
楫を以て是を走く因て以て俗と云ふ歳華紀
曆ニ云勾踐より因て盛風となり屈原を走くとい
俗と云ふ事物紀原下目

伏日

史記ニ秦の徳公二年初て伏して以て蓋と云ふ
く孟康云六月伏日也周の時ハハナシ秦に至
て有之六月三伏日の事也

七夕

桂陽城の武丁と云ふの仙術有り其弟を謂て云
七月七日織女當り天河を渡る一し弟問て曰織
女何事する河を渡る答て曰織女志く牛郎
に至る漢の時の事と云世の人今に至るまで織
女牛郎に嫁と云續齊諧記

五雜俎ニ凡織女牛郎の事齊諧記に始り武丁に
妄言小廣大博物志の乗槎の浪説云云然れ
古千歳の後婦人女子の傳へて口実とするハ可
なり文人墨士習て常談として天上の列宿を以て
横小汚蟻の名を被らしむるハ又何やとむへさ

の甚き也と託せり誠ニ確論と云つ至

中秋賞月

此夜月と既ふ事李唐より盛ふて詩人文人甚詠多しと雖も古樂府に蟾娥怨の曲なり漢人の中秋の月なりきによりて此曲を作るといふ時を漢の世よりいふ事なりや 林羅山説

重陽

汝南の桓景と云ふの費長房は随て久しく遊學を或時費長房桓景は語て云今茲九月九日汝の家に災有一し絳囊をぬきて中に茱萸を入て臂にかけ山よりて菊酒をのみむ此災消すべし

桓景其言を信じて如教せしに其身ハ恙なくして家の中の雞犬牛羊盡く死たり長房是を聞て是汝の命にかゝせりと云つ 後漢の時世の人 九日に至る毎に山に登り菊酒をのむ婦人茱萸囊を帶ふは故と云ん 後齊書

此説虚妄也信じていふ五雜俎云九日茱萸を佩高きにのびり菊酒をのむ事相傳つて費長房桓景は災を避る術を教へて以て其由來と云ふことも西京雜記に戚夫人の侍兒賈佩蘭宮中よりて九月九日蓬餌を食ひ菊花酒を飲む如斯き人をして長壽なりとむ

と云此事古より傳へて其由を知らずと傳を
て漢の初きてに此事あり桓景が不始なり
今按するに上巳端午七夕重陽ハ古より賀する
所の俗節也古人の説によりて是を考るに四節
各陽の月陽の日也是陽を尚ひ陰を祓る意と
や又上巳の草餌端午の糝七夕の索勢重陽の菊
酒ハ皆其節物なり故に是を用て其日の佳節と
祝するなり

冬至

十一月の中を云陽氣の始て
生する日なり

通曆ニ云地皇氏十一月を以て冬至と在玉燭室
典ニ云冬至ハ陰陽百物の始日極めて南が至て

影長し故に履長の慶あり漢雜事ニ云冬至は陽
生し君子の道長に故に賀を愛を以て見えて冬
至の賀は漢より起るなり事物紀原下曰

臘日

冬至の後三つ當る戌の日を臘
日とす年の終の大祭とて吏民不
いまに宴飲するなりや

夏の世も嘉平と云殷には清祀と云周には大
蜡と云漢も臘と云臘ハ獵と云意ありて獵して
獸を取て先祖を祭ると云風俗通

是より見て見れば夏の時より既に臘日の祭
あり

土牛

禮記の月令ニ云土牛を出して以て農耕の早晚
を示すと云れど國の時より始る後漢の禮儀
志ニ季冬ノ土牛を國の都郡縣の城外日地ノ立
て寒を送る月令章句ニ云此月の辰丑ノ建丑ハ
牛たり寒將に極んこと故ニ其物を出して形像
ごとニこれを送達する事を示し且陽を外ニ事物
起原下曰

驅儺 たふぬい

禮緯ニ高陽氏三子有り生て亡ぬ後ニ疫の鬼と
なり一ハ江水の中に居て瘡を人ニ教し一ハ宮
室の區隅の中に居てよく小兒を驚を愛を以て

年の十二月祀官ノ命して儺タ一ニ以て疫の鬼と
驅ハといひ按ズ古ノ周礼ニ大儺ヲ漢儀ニ依
ずの事有り是を以て見ればとニ黃帝ノ始ると
いハとも大抵周ノ起まり周官ニ歳の終に方
相氏ノ命して百隸を率て室中をさくニ疫と驅
て是を遂と有り則驅儺の始なり以上事物
起原

正五九月

雲麓漫抄ニ云釋氏智論ニ云天帝釋大寶鏡を以
て四大神洲を照して人の善惡を察正五九月
ハ南瞻部洲を照し二六十月ハ東を照し三七
十一月ハ則西を照し四八十二月ハ則北を照し

唐太宗其教を崇はる故に正五九月ハ^{きまつ}帝を食
ちる事を禁し百官羊錢を支へ以今不至る迄改
め其法唐に始
今按るに此説より考まは正五九月を拘
り忌事唐より始るを^{もと}も釋氏智論の説甚
妄誕なり少も事の理を知らん人ばかり
虚説みは迷ふ^{あやう}況や唐の太宗の英敏
なり何ぞ此迷^{あやう}んや雲華漫抄の説い
ぶらし實も天帝釋大寶鏡を以て四大洲
を照し給ふといふ事形もなき偽なりと此
事なりとせば其正五九月吾ある所を照し給

ふ時のも忌事をせり他の月は忌事をせし
てもよしと云つゝ兒童の戯れ^{たわぶ}なりと天帝
釋ちんを斯く人の欺と受けんやいとあかし

